修了試験時
持込不可

検証機関・検証主任者の登録申請

以下の点にご注意ください。
※修了試験時に本資料を机上へ置いている場合、試験を中断し、退出いただきます。
※本資料は、検証機関の登録申請ガイドライン（令和8年4月）
（第４計画期間版）に基づいて作成されています。

検証主任者等新規講習会について

- 本資料は**検証主任者等新規講習会（区分5）**の資料です。
- 本講習会では、以下のガイドラインに関して説明を行います。
  - ・優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン（第一区分事業所）
  - ・優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン（第二区分事業所）
  - ・優良特定地球温暖化対策事業所の認定基準（第一区分事業所）
  - ・優良特定地球温暖化対策事業所の認定基準（第二区分事業所）
  - ・優良特定地球温暖化対策事業所の検証ガイドライン
  - ・検証機関の登録申請ガイドライン

- 本講習会の修了には、受講申込をし**講習会を受講**後、修了試験を受験いただき、**試験に合格**する必要があります。

修了試験について

- 修了試験は、**各ガイドラインと「制度概要」から出題**されます。
- 修了試験は、**各ガイドラインと制度概要を持ち込む**ことができます。**その他の資料は試験に持ち込めません**。
- 本資料は各ガイドラインの内容を抜粋した補助的な教材となりますので、**各ガイドラインをダウンロードの上、必ず御確認ください**。
- ガイドラインは以下のURLからダウンロードできます。
  https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/rules/cat9740.html

講習会について

- お手元に検証機関の登録申請ガイドラインをご用意ください。
- 本スライドは、ガイドラインに基づいて作成しています。
- ガイドラインは以下のURLからダウンロードできます。

  https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/rules/cat9740.html
- 本資料は、ガイドラインに基づいて作成しています。**最新情報は環境局ホームページ等をご確認ください**。

ガイドラインの構成　（登録申請GL　目次）

第１部　はじめに

第２部　本制度における検証機関及び
検証主任者の登録要件

第３部　登録申請の手続

第４部　行政処分等

第1部　はじめに（登録申請GL　pp.1-2）

第1章　本ガイドラインについて

第1章　本ガイドラインについて（登録申請GL　pp.1-2）

東京都の制度における検証業務（下表）を行うために必要な要件と手続きを示したもの

1. 東京都から検証機関又は検証主任者の登録を受けるための要件
2. 登録の申請手続き

※本ガイドラインに掲載されていない個別事象の判断にあたっては、環境局ホームページにある「検証機関・検証主任者登録申請分野　質問・回答集」の内容を参照

登録区分	検証内容	算定	検証
特定ガス・基準量	**特定温室効果ガス年度排出量 基準排出量**	○	○
都内外削減量	都内削減量、都外削減量	○	○
その他ガス削減量	その他ガス削減量	○ （義務充当する場合）	○ （義務充当する場合）
電気等環境価値保有量	電気等環境価値保有量	○	○
優良事業所基準への適合	優良事業所基準		○

第2部　本制度における検証機関及び検証主任者の登録要件　（登録申請GL　pp.3-25）

第1章　東京都による登録と検証業務の受任について

第2章　検証機関の登録要件と登録有効期間

第3章　検証主任者の登録要件

第1章　東京都による登録と検証業務の受任について

（登録申請GL　pp.3-5）

1　検証業務を受任できる者

- 東京都によって登録されている検証機関に限られる。

2　検証機関において検証業務を行う者

- 検証主任者
- 検証担当者

} 検証主任者**等**

検証機関、検証主任者ともにそれぞれ東京都の登録が必要
（検証担当者は講習会修了後に業務可能）

第1章　東京都による登録と検証業務の受任について

（登録申請GL　p.4）

【参照条文】

条例第八条の十三　検証主任者の設置等

検証主任者は、次に掲げる**業務を統括**するものとする。

- 検証業務がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に**違反して行われていないことの確認**に関すること。
- 検証業務の実施の**計画の立案**に関すること。
- 検証業務の実施により得られた証拠に基づく**結論の決定**に関すること。
- **検証業務の適正な実施の確保**に関すること。

第1章　東京都による登録と検証業務の受任について

（登録申請GL　p.5）

3　登録区分と受任できる範囲

- 登録区分は全5区分
- 検証機関、検証主任者ともに、登録した区分のみ検証業務を受任・担当できる。
  （検証担当者は講習を修了した区分のみ可能）

第2部　本制度における検証機関及び検証主任者の登録要件　（登録申請GL　pp.3-25）

第1章　東京都による登録と検証業務の受任について

第2章　検証機関の登録要件と登録有効期間

第3章　検証主任者の登録要件

第2章　検証機関の登録要件と登録有効期間

（登録申請GL　p.6）

- 検証機関として登録できない場合
  - ①　法人でない場合
  - ②　管理・検証精度確保部門を検証業務部門と別に設置していない場合
  - ③　管理・検証精度確保部門の業務文書を作成していない場合
  - ④　検証主任者を、営業所ごとに各登録区分から1名以上置いていない場合
  - ⑤　本制度において罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
  - ⑥　登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者
  - ⑦　登録を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にその登録検証機関の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しない者
  - ⑧　検証業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
  - ⑨　役員のうちに⑤に該当する者の場合
  - ⑩　登録申請書又はその添付書類のうちに重要な事実の記載が欠けている場合

第2章　検証機関の登録要件

（登録申請GL　pp.7-10）

1　業務体制上の要件

・検証機関からの**届出書類、検証業務に係る書類は**、必ず**日本語で作成・保管**する。

・制度対象事業所が苦情の申し出や財務諸表の確認等を希望する際、検証機関営業所の設置場所で不利益がないよう**オンライン受付・確認等を可能とする。**

(1)　法人

(2)　検証主任者の設置

(3)　業務文書の整備

(4)　検証業務部門、管理・検証精度確保部門の設置

(5)　帳簿等の備付け等

(6)　財務諸表等の備置き及び開示等

第2章　検証機関の登録要件　1 業務体制上の要件

（登録申請GL p.7）

(1) 法人

- 本制度に基づく検証業務は、東京都へ登録した法人のみが行うことができる。

第2章　検証機関の登録要件　1 業務体制上の要件

（登録申請GL　p.7）

(2) 検証主任者の設置

- 営業所の検証主任者
  - 検証業務を行う営業所ごとに、営業所の登録区分につき東京都によって登録されている検証主任者を**１名以上**設置
  - 検証主任者は、検証機関の役員であること、又は無期もしくは１年以上の有期の**雇用契約**を締結する。
- 検証業務部門、管理・検証精度確保部門の検証主任者
  - 管理・検証精度確保部門に１名以上の検証主任者又は検証主任者に相当する能力を有する者を所属させることが望ましい。

第2章　検証機関の登録要件　1 業務体制上の要件

（登録申請GL　pp.7-8）

(3) 業務文書の整備（1/2）

ア　検証業務規程

検証機関の業務について定めた基本的な業務文書

- 検証業務の**実施及び管理の方法**に関する事項
- 検証業務の対象となる**事業所等の場所**に関する事項
- 検証業務の**料金**に関する事項
- 検証業務を実施する者並びに検証業務の管理及び精度の確保を行う者の**選任、解任及び配置**に関する事項
- 検証業務に関する**秘密の保持**に関する事項
- 検証業務に関する**書類等の保存**に関する事項
- **財務諸表等の備置き**及び財務諸表等の**閲覧等の請求の受付**に関する事項

※　業務規程を改定した場合、改定箇所及び改定内容の説明書を添付の上、検証業務規程届出書を提出すること。

第2章　検証機関の登録要件　1 業務体制上の要件

（登録申請GL　p.8）

(3) 業務文書の整備（2/2）

イ　管理・検証精度確保部門の業務文書

検証業務の信頼性を確保するために定めたもの。

（例）

- 検証機関の**組織体制**に関する規程
- **検証主任者等の管理**に関する規程
- **文書・記録類の管理**に関する規程
- **内部監査**の実施に関する規程
- **異議申立て**への対応に関する規程
- **情報管理**に関する規程
- **独立性**に関する規程（利害相反回避に係る規程）

※　業務文書を改定した場合、改定箇所及び改定内容の説明書を添付の上、提出すること。

（業務規程届出書の提出は不要）

第2章　検証機関の登録要件　1 業務体制上の要件

（登録申請GL　pp.8-9）

(4) 検証業務部門、管理・検証精度確保部門の設置

検証機関は、検証業務を実施する**検証業務部門と、**検証業務の信頼性や検証精度を確保するための**管理・検証精度確保部門**の**２部門**を設置すること。

管理・検証精度確保部門の業務例

＜検証精度を確保する業務＞

- 検証精度を確保するための**組織体制**の構築、維持、運営
- 業務文書に則って検証業務が行われているかの**チェック**（内部業務監査の実施、及び報告）
- 検証主任者等の**知識習得、力量維持・開発**のための措置（**定例会議や事例研究会の開催**など）

＜その他業務の例＞

- 事業者と検証機関、あるいは検証主任者等との**利害関係の確認**
- 事業者等からの**苦情・異議申立への対応**
- 業務**文書の管理**（必要に応じた改訂を含む）
- **帳簿等の保管**（検証業務の記録及び検証報告書等の保管）
- 検証機関登録**申請書の管理**、検証主任者等の**登録・契約管理**

第2章　検証機関の登録要件　1 業務体制上の要件

（登録申請GL　pp.9-10）

(5) 帳簿等の備付け等

営業所ごとに、実施した検証案件のリストを帳簿として備える（電子データによる管理も可）。

＜検証案件のリストの項目＞

- 検証業務を行った**年月日**
- 検証業務の対象とした**事業者等の名称及び所在地**
- 検証業務を行った**検証主任者の氏名**
- 検証業務の**登録区分**

※ 各検証ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝに定められた検証業務に関する契約書、検証結果報告書及びこれらに関連する資料等を保存する。

※ 営業所ごとに、帳簿に記載の日から**７年間**、帳簿及び資料を**保存**する。

第2章　検証機関の登録要件　1 業務体制上の要件

（登録申請GL　p.10 ）

(6) 財務諸表等の備置き及び開示等

財務諸表等の書類を作成し備え置き、開示する。

＜財務諸表等＞

- 財産目録
- 貸借対照表
- 損益計算書又は収支計算書
- 事業報告書

※毎事業年度経過後3ヶ月以内にその事業年度の財務諸表等の書類を作成する。

※これらの資料を**5年間**事業所（いずれかの事業所（本社を含む。）又は営業所）に備え置く。

※指定地球温暖化対策事業所の**事業者などが請求する場合は開示する**。

第2章　検証機関の登録要件

（登録申請GL　pp.10-13）

2　業務遂行上の遵守事項

(1)　利害相反の回避
(2)　秘密保持
(3)　検証主任者等による検証業務の遂行
(4)　外部検証人契約の留意事項
(5)　外部委託の禁止
(6)　遵守事項の周知

第2章　検証機関の登録要件　2　業務遂行上の遵守事項

（登録申請GL　pp.10-12）

(1) 利害相反の回避（1/3）

検証業務を実質的に支配している者その他の著しい利害関係を有する事業者が設置している事業所について、検証業務を行ってはならない。

【著しい利害関係を有する事業者】

- その検証機関**自身**
- 検証機関の**親株式会社**
- 検証機関の**株主**（議決権保有割合で3%以上の場合に限る。）又は**出資者**（出資金が全体の3%以上の場合に限る。）である事業者
- その**役員又は使用人**（検証業務を実施する**過去2年以内に**役員又は使用人であった者を含む。次の2つの規定において同じ。）**が検証機関の役員の50%超**を占めている事業者
- その**役員又は使用人が**検証機関の**代表権を有する役員**である事業者
- 検証機関が自然人である場合において、その者**自身が役員又は使用人**である事業者
- 検証**機関の代表者が事業者の株主**（議決権保有割合で3%以上の場合に限る。）又は**出資者**（出資金が全体で3%以上の場合に限る。）である事業者

第2章　検証機関の登録要件　2　業務遂行上の遵守事項

（登録申請GL　pp.10-12）

(1) 利害相反の回避（2/3）

検証業務を実質的に支配している者その他の著しい利害関係を有する事業者が設置している事業所について、検証業務を行ってはならない。

【著しい利害関係を有する事業者】

- 検証機関が、事業者と**金銭消費貸借契約**を締結している事業者
- 検証機関が、事業者から**無償又は**通常の取引価格より**低い対価**による**事務所又は資金の提供を受けている**事業者
- **検証機関又は検証機関の親会社若しくは子会社**が、事業者に対する次の業務を実施している、又は検証業務を実施する**過去3年以内**に次の業務を実施した事業者
  - エネルギーの**販売**、エネルギー**利用に関する管理・コンサルティング**
  - 排出量**取引**、排出量取引の**仲介**、排出量取引に関する**コンサルティング**
  - その他温室効果ガスの削減に関する**コンサルティング**
  - エネルギー使用量の削減に関する**設備の改修**、設置に関する**設計**、**工事**、**資金の提供**又は**資金調達に関する助言**
  - その他温室効果ガスの削減に関する設備の改修若しくは設置に関する設計若しくは工事、資金の提供又は資金調達に関する助言

第2章　検証機関の登録要件　2　業務遂行上の遵守事項

（登録申請GL　pp.10-12）

(1) 利害相反の回避（3/3）

検証機関は、検証主任者に次に該当する事業者が設置している事業所に対する検証業務（当該検証報告書に関する全ての意見表明を含む。）を担当させてはならない。

【著しい利害関係を有する事業者】

- 検証主任者等が、事業者の**役員**若しくは**使用人**である、又は検証業務を実施する**過去1年以内**に**役員**若しくは**使用人**であった事業者
- 検証主任者等が**役員**である、又は検証業務を実施する**過去1年以内**に**役員**であった事業者の**関係会社**
- 検証主任者等がその事業者の**親会社又は子会社の使用人**である事業者
- 検証主任者等が、**株主**（議決権保有割合で3%以上の場合に限る。）又は**出資者**（出資金が全体の3%以上の場合に限る。）である事業者（相続又は遺贈により事業者の株式または出資を取得後1年、経過しない場合を除く。）
- 検証主任者等が、事業者と**金銭消費貸借契約**を締結している事業者（相続若しくは遺贈により事業者の債権若しくは債務を取得後1年経過しない場合又は債権若しくは債務の額が100万円未満である場合を除く。）

※検証機関は、これらの利害相反を回避するために必要な措置を業務文書に定め、運用しなければならない。

第2章　検証機関の登録要件　2　業務遂行上の遵守事項

（登録申請GL　p.12）

(2) 秘密保持

- 検証機関及び検証主任者等は、検証業務を通じて知り得た検証対象事業所や組織の秘密を、**外部に漏洩してはならない。**
- この秘密保持義務は、検証主任者等が当該検証機関を**退職又は契約が終了した後も引き続き適用**される。
- 検証機関は、上記の秘密保持のために必要な措置を検証業務規程等に定め、運用すること。

第2章　検証機関の登録要件　2　業務遂行上の遵守事項

（登録申請GL　pp.12-13）

(3)　検証主任者等による検証業務の遂行

- 検証機関は全ての検証業務案件に対し、**必ず検証業務部門に配属されている検証主任者をあてなければならない**。
- 検証業務は該当する区分に登録された検証主任者等で、**検証業務部門に配属されている者**、もしくは**外部検証人契約**を締結している者のみ担当させることができる。ただし、必要に応じて、技術的、専門的な助言を与える目的での技術専門家の帯同は可能。
- 検証機関と外部検証人契約を締結した検証主任者等を**契約検証人**という。
- **契約検証人**は、検証主任者登録を受けている場合でも、**営業所における検証主任者としての業務はできない。**

第2章　検証機関の登録要件　2　業務遂行上の遵守事項

（登録申請GL　p.13）

(4)　外部検証人契約の留意事項

- 検証**機関が**全面的に、**責任を負う**こと。
- 検証**機関は、手順及び方針を示す**こと。**契約検証人は、これに従う**こと。
- 外部検証人**契約は、書面**により取り交わしておくこと。
- 契約検証人は、**検証担当者の要件を満たしている**こと。

(5)　外部委託の禁止

- 他の組織や個人に検証業務の**一部もしくは全部を委託してはならない**
  （外部検証人契約は外部委託に含まれない）。

(6)　遵守事項の周知

- 遵守事項を検証主任者等に**周知**すること。
- 業務文書の運用を通じて、遵守事項を確実に**実施**すること。
- 検証主任者等と外部検証人契約する際、遵守事項を**契約に盛り込む**こと。

第2章　検証機関の登録要件　3　登録検証機関の登録通知及び拒否

（登録申請GL　p.13）

3　登録検証機関の登録通知及び拒否

(1)　登録検証機関の登録

- 申請に不備がない場合、**登録検証機関登録通知書**が送付され、検証機関登録簿に記載される。

(2)　検証機関の登録の拒否

- 【第2部　第2章　検証機関の登録要件】で示す要件に適合しないとき
  ⇒登録の拒否とその理由を付した**検証機関登録拒否通知書**が送付される。

※　不服がある場合は、**上記決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求を行うことができる。**

第2章　検証機関の登録要件　4　登録の有効期間

（登録申請GL　p.14）

4　登録の有効期間

- 検証機関の登録の有効期間は、登録区分ごとに、東京都による登録の日から**３年（一定の基準を満たす場合に限り５年）**である。
- 有効期間満了後も当該登録区分について検証業務の受任又は実施をする場合には、**有効期間の満了の日前30日までに更新の登録申請を行い**、**改めて**東京都の**登録を受ける**必要がある。

第2部　本制度における検証機関及び検証主任者の登録要件

（登録申請GL　pp.3-25）

第1章　東京都による登録と検証業務の受任について

第2章　検証機関の登録要件と登録有効期間

第3章　検証主任者の登録要件

第3章　検証主任者の登録要件

（登録申請GL　pp.15-19）

1　業務経験

■ 優良事業所基準登録区分に必要な業務経験

登録区分	新規登録	更新
優良事業所基準への適合	エネルギー管理士、設備設計一級建築士、建築設備士又は、技術士（電気電子、機械、衛生工学、総合技術監理（電気電子、機械、衛生工学））のうち、いずれかの資格を有すること。合わせて、次の業務についていずれかに従事していること。 ①本制度又は埼玉県制度における優良事業所基準への適合の検証業務に３年以上従事（※3）していること。 ②原油換算エネルギー使用量が1,500[kL]以上の事業所（※4）に対する省エネルギー・CO2削減に関するコミッショニングの業務（それぞれの区分に該当する事業所に対する業務に限る。）に３年以上従事（※3）していること。 ③省エネルギー・CO2削減に関する診断、コンサルティング又はコミッショニングの業務（それぞれの区分に該当する事業所に対する業務に限る。）に３年以上従事していること。	登録を申請した日から過去５年（※1）以内において、次の業務について担当した案件の合計が1件以上であること ・本制度における同登録区分での検証の業務 ・埼玉県制度における優良事業所基準への適合（第一区分又は第二区分）の登録区分での検証の業務

※1 東京都検証主任者登録要綱第17条第3項の規定により有効期間が変更された場合にあっては、産休・育休等による休業期間又は介護休業の期間を除いた５年間

※3 登録を申請した日から過去３年（※１）以内において、**担当した案件の合計が３件以上であれば３年以上従事したとみなす。**

※4 原油換算エネルギー使用量は規則第４条柱書前段で規定する方法で算定するものとし、事業所は条例第５条の７第１項第６で規定する事業所をいう。

●**更新講習会を受講して従前の登録を継続する場合にあっては更新、新規講習会を再度修了し、その修了証をもとに申請を行う場合にあっては新規登録の要件が適用される。**

第3章　検証主任者の登録要件

（登録申請GL　pp.15-19）

2　業務経験（他区分での更新時）

■ 優良事業所基準登録区分の検証案件が更新要件に適用できる区分

登録区分	更新
電気等環境価値保有量	登録を申請した日から過去3年（※１）以内において次の業務について担当した案件の合計が10件以上であること。 • 本制度又は埼玉県制度における同登録区分での検証の業務 • 本制度における特定ガス・基準量の登録区分での検証の業務 • **本制度における優良事業所基準への適合の登録区分での検証の業務** • **埼玉県制度における優良事業所基準への適合（第一区分又は第二区分）の登録区分での検証の業務**

※1 東京都検証主任者登録要綱第17条第3項の規定により有効期間が変更された場合にあっては、産休・育休等による休業期間又は介護休業の期間を除いた3年間

●**更新講習会を受講して従前の登録を継続する場合（登録の更新）にあっては更新の要件、新規講習会を再度修了し、その修了証をもとに申請を行う場合（再登録）にあっては新規登録の要件が適用される。**

第3章　検証主任者の登録要件

（登録申請GL　p.19）

2.　講習会等

(1) 講習会等の対象者

講習会等には知事が実施する検証の業務に関する講習会と、検証業務に関する知識を深めることを目的とした研修会がある。それぞれの対象者は次のとおり。なお、講習会等の科目等実施に関する詳細は、「東京都検証主任者登録要綱」において定められている。

ア　新規講習会

検証主任者として新たに登録を受けようとする者を対象とする。既に検証主任者として登録されているが、更新要件を満たさない者のうち登録を希望する者も対象となる。

イ　更新講習会

既に検証主任者として登録されており、更新要件を満たす又は満たす予定であって更新の登録を受けようとする者を対象とする。

ウ　実務研修会

既に検証主任者として登録されている者又は**新規講習会を修了している者**を対象とする。

第3章　検証主任者の登録要件

（登録申請GL　p.20）

2.　講習会等

(2) 講習会の修了と修了証の交付

検証主任者等は、当該登録区分に対応した検証業務を行うため、当該登録区分について東京都が実施する検証主任者等講習会を受講し、修了していること。

検証主任者等は、講習会（登録区分ごとに新たに登録を受けようとする者を対象とした新規講習会又は更新の登録を受けようとする者を対象とした更新講習会）を受講し、修了すると東京都から講習会修了証（以下 「修了証」という。）が交付される。

なお、更新講習会を受講できる者は、講習会の修了証が有効期間内にある検証主任者のうち、スライド32や33（登録申請GL　pp.15-18の表、又は東京都検証主任者登録要綱　別表第1）の更新の欄に記載している指定業務の経験に係る要件を満たす者とする。

第3章　検証主任者の登録要件

（登録申請GL pp.21-22 ）

2.　講習会等

(3) 更新講習会を受講できない場合

更新講習会を不測の事態により受講できない場合は、受講できないことが明確となった時点で速やかに（原則、更新講習会開催日まで）東京都へ連絡すること。なお、この場合の不測の事態とは傷病等とする。受講できない旨を連絡した者が、前回修了した講習会から今回申請した更新講習会までに開催された実務研修会を１回以上受講（ただし、全ての科目を受講していない場合は受講したとみなさない。）している場合、以下に定める書類等を添えて提出すること。

- 不測の事態により受講できないことを記した理由書（様式は問わない。）
- 不測の事態により受講できないことを第三者が証した書類（例：診断書、入院証明書等）
- その他知事が必要とした書類（例：更新講習会修了確認書）

提出された上記の書類を確認後、東京都から修了証が交付される。

第3章　検証主任者の登録要件　3　登録の有効期間

（登録申請GL　pp.21-22）

3　登録の有効期間

(1)　修了証の有効期間

- **交付の日から3年**である。
- 産休・育休等による休業又は介護休業の取得者は、有効期間を変更できるが、**職場復帰後、速やかに申請を行うこと。**産休・育休等による休業期間又は介護休業期間については、東京都検証主任者登録要綱別記第3号様式を用いて雇用主等から証明してもらうこと。
- 有効期間を変更したときは、変更後の有効期間を記載した**修了証**が知事より交付される。

第3章　検証主任者の登録要件　3　登録の有効期間

（登録申請GL　pp.22-24 ）

(2) 検証主任者登録の有効期間

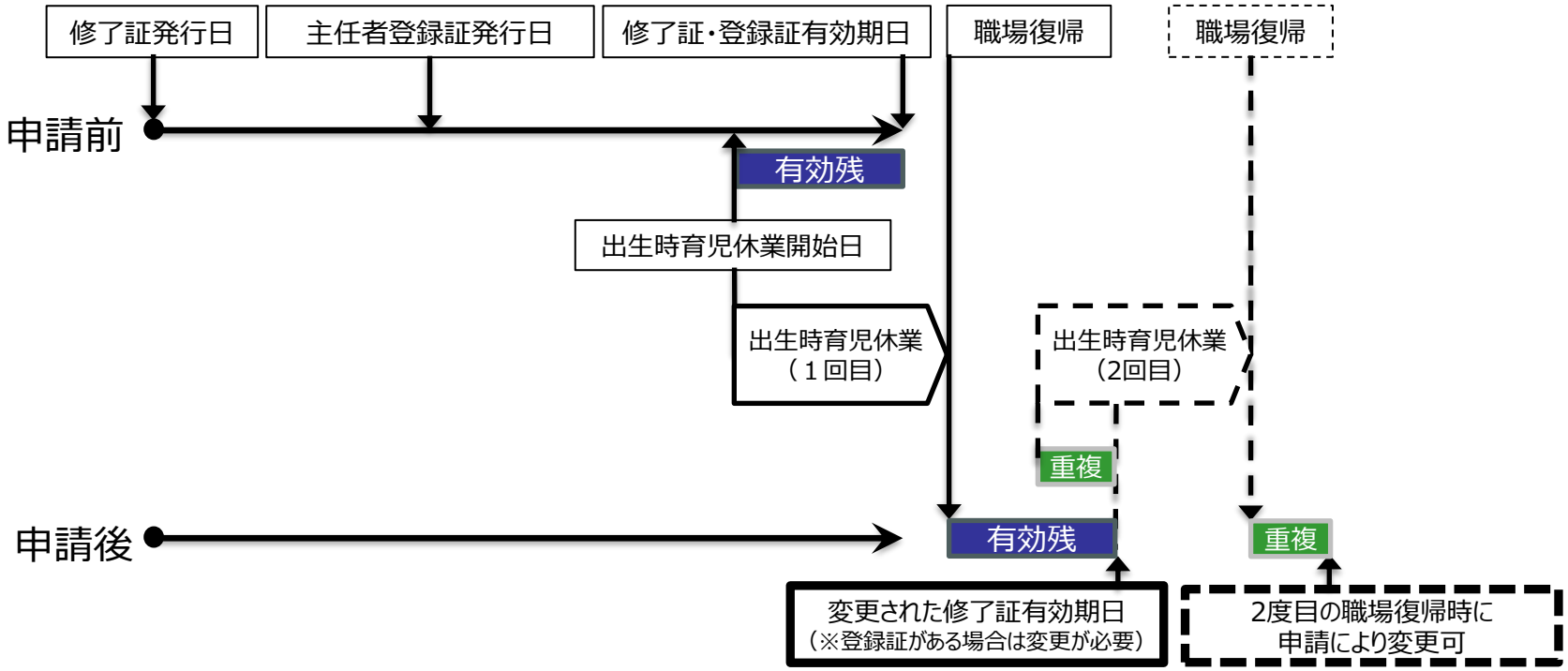
- **修了証の有効期間の終了日まで**である。
- 産休・育休等による休業又は介護休業の取得者は、有効期間を変更できるが、**職場復帰後、速やかに申請を行うこと。**産休・育休等による休業期間又は介護休業期間については、東京都検証主任者登録要綱別記第3号様式を用いて雇用主等から証明してもらうこと。
- 有効期間を変更したときは、変更後の有効期間を記載した**登録証**が知事より交付される。

第3章　検証主任者の登録要件　3　登録の有効期間

（登録申請GL　p.24）

産休・育休による休業又は介護休業の取得と有効期間の変更例

●有効期日を過ぎて職場復帰の場合(産前産後休暇、出生時育児休業及び育児休業の場合)



東京都環境局

第3章　検証主任者の登録要件

（登録申請GL　p.25）

４　欠格事項

検証主任者の登録を受けることができない者は次に該当する者である。

- 検証機関が条例第8条の19第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその登録検証機関の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しない者
- 東京都が検証主任者の登録を取り消し、その処分があった日から2年を経過しない者

第3章　検証主任者の登録要件

（登録申請GL　p.25）

5　検証主任者の登録及び拒否

(1) 検証主任者の登録及び登録証交付

- 下記（２）に示す要件に該当しない場合は検証主任者登録簿に記載され、東京都から検証主任者登録証が交付される。
- 登録証は、検証主任者一人に対して1枚交付され、登録区分ごとに1枚ずつは交付されない。このため、登録区分の追加などがある場合は、更新の申請を行い、登録証を更新する。

(2) 検証主任者登録の拒否

スライド40の ４ 欠格事項（登録申請GL p.25）に示す拒否要件に該当する場合又は書類に不備がある場合は、登録が拒否される。

第3部　登録申請の手続

（登録申請GL　pp.26-35）

第1章　検証機関の登録申請手続

第2章　検証主任者の登録申請手続

第1章　検証機関の登録申請手続　1　新規登録申請・更新登録申請

（登録申請GL　pp.26-27）

(1) 申請書類　1

登録申請に必要な様式及び提出物は下表のとおりである。**一部の提出物を除き、原則電子メールで提出**すること 。ただし、**提出の控えを希望する場合は、必要な様式の書面を１部提出する**こと。

様式及び提出物	媒体
「検証機関登録申請書」 ※1	電子
「検証機関登録申請者誓約書」	電子
「検証機関登録申請者略歴書」 ※3	電子
「検証機関概要書」その1～その3	電子

※1 更新登録申請にあっては、登録有効期間の満了の日前30日までに提出すること。なお、更新登録申請の受付は、登録有効期間の満了の日の３か月前から開始する。また、同一年度に複数回の登録申請を予定している場合は、有効期間の満了日ごとに申請書類を作成した上で、有効期間の満了日の早いほうに合わせて提出することができる。

※3 更新申請にあっては、既に又は同時に東京都へ提出しているものと内容に変更がない場合は提出を省略できる。ただし、省略する旨を記載した文書（省略する書類名、申請または届出名と提出日等）を提出すること。

第1章　検証機関の登録申請手続　1　新規登録申請・更新登録申請

（登録申請GL　pp.26-27）

(1) 申請書類　2

様式及び提出物	媒体
営業所の案内図　※3	電子
登記事項証明書　※4	書面（1部）
検証主任者登録証の写し　※3	電子
検証主任者が検証機関の役員か、無期もしくは1年以上の有期の雇用契約を締結する従業員であることを証する書類　※3	電子
検証業務規程　※2 ※3	電子
管理・検証精度確保部門の業務文書　※3	電子

※2 検証業務規程を登録申請時に提出できない場合は、検証業務を開始する2週間前までに提出すること。

※3 更新申請にあっては、既に又は同時に東京都へ提出しているものと内容に変更がない場合は提出を省略できる。ただし、省略する旨を記載した文書（省略する書類名、申請または届出名と提出日等）を提出すること。

※4 更新登録申請にあっては、内容に変更がなく、申請日を基準に６か月前までに作成されたものを東京都へ提出されている場合は省略できる。ただし、省略する旨を記載した文書（省略する書類名、申請または届出名と提出日等）を提出すること。

第1章　検証機関の登録申請手続　2　登録事項の変更

（登録申請GL　p.29）

2　検証機関の登録事項の変更に伴う届出

届出に必要な様式等は、書面提出であるものを除き、**原則電子メールで提出する**こと。
ただし、提出の控えを希望する場合は、必要な様式の書面を１部提出すること。

□登録検証機関登録事項変更届

検証機関は次の項目が変更となった場合「登録検証機関登録事項変更届」を
変更のあった日から30日以内に東京都に届け出なければならない。

① 法人の名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地
② 役員の氏名
③ 営業所の名称又は所在地
④ 各営業所に設置される検証主任者
（営業所ごとに置かれる各区分ごとの検証主任者の氏名及び所属する営業所の名称）

※①及び②の変更のあった日とは、登記された日ではないため、注意すること。

第1章　検証機関の登録申請手続　3　休止･廃止

（登録申請GL　p.30）

3　全部又は一部（特定の登録区分、営業所等）の休止又は廃止に伴う届出

- 登録された検証機関が検証業務の全部又は一部（特定の登録区分、営業所等）を休止し、又は廃止する場合は、登録検証機関検証業務廃止等届を**休止又は廃止の日の前までに**東京都へ届け出なければならない。
- 検証業務の全部又は一部を休止する場合、休止することができる期間は、**休止の日から１年間又は当該登録区分の有効期限までのうち、いずれか短い方**とする。
- 届出の**有無にかかわらず**、検証機関が**検証業務の全部を廃止した時点**で登録の効力は失われる。

第1章　検証機関の登録申請手続　４　廃業等

（登録申請GL　pp.30-31）

４　廃業等に伴う届出

- 登録された検証機関が下表のいずれかに該当する場合には、それぞれ下表に定める者が登録検証機関廃業等届を**該当する日から30日以内に**東京都に届け出ること。

廃業の事由	届出をする者
法人が合併により消滅した場合	法人を代表する役員であった者
法人が解散した場合	破産手続開始の決定により解散した場合：破産管財人 それ以外の理由により解散した場合：清算人

- 届出の**有無にかかわらず**、検証機関が**廃業の事由に該当した時点**で登録の効力は失われる。

第1章　検証機関の登録申請手続　5　検証業務規程

（登録申請GL　pp.31-32）

5　検証業務規程に関する届出

- 登録された検証機関が下表のいずれかに該当する場合には、下表に定める期日までに「検証業務規程届出書」を東京都に届け出ること。
- なお、届出書類の提出先は「２検証機関の登録事項の変更に伴う届出」と同様である。

届出が必要な場合	提出期限
検証業務規程を定めた場合	検証業務の開始の日の2週間前
検証業務規程を変更しようとする場合	当該変更後の検証業務規程に基づく検証業務の開始の日の2週間前

第3部　登録申請の手続

（登録申請GL　pp.27-35）

第1章　検証機関の登録申請手続

第2章　検証主任者の登録申請手続

第2章　検証主任者の登録申請手続

（登録申請GL　p.33）

1　新規登録申請・更新登録申請

（1）申請書類

- 一部の提出物を除き、原則電子メールで提出すること 。ただし、提出の控えを希望する場合は、必要な様式の書面を１部提出すること。

様式及び提出物	媒体
「検証主任者登録申請書」	電子
顔写真	書面（2部） 裏面に氏名を記載すること。
「検証主任者業務経歴」	電子
業務実績を証明する書類※	電子
「修了証」の写し	電子
返信用封筒	1部

※　更新登録申請について、有効期日までの実績見込を含んで更新要件を満たす場合においては、見込分について証するもの

第2章　検証主任者の登録申請手続

（登録申請GL　pp.33-35）

(2)　申請の受付時期

- 新規登録については通年、更新登録については更新講習会受講前に指定される期日まで

(3)　東京都による審査及び登録通知

- 不備がない場合、受け付け後おおむね1ヶ月以内に書面で通知される。
- 検証主任者の場合は、検証主任者登録簿への登録と、検証主任者登録証が交付される。
- 要件を満たしていない又は書類に不備等の理由により、登録することができない場合は、検証主任者登録拒否通知書が送付される。

(4)　講習会の受講

- 実務研修会については、東京都のホームページで年度当初に開催予定が公表される。

第4部　行政処分等

（登録申請GL　pp.36-39）

第1章　検証機関に対する処分等

第2章　検証主任者に関する措置

第1章　検証機関に対する処分等(1/5)

（登録申請GL　p.36）

1　行政指導

東京都は、登録された検証機関に対して、**直に行政処分を行うよりも円滑に違反行為が是正されると見込まれるとき**、「行政指導」を行うことがある。詳細については「登録検証機関等に係る行政措置要綱」に定めている。

2　適合命令

- 検証機関が**検証主任者を設置していない**場合
- 検証機関が**検証主任者以外の者に**検証主任者が行うべき**業務を統括させた**場合
- 検証機関が**管理・検証精度確保部門を設置していない**場合
- 検証機関が管理・検証精度確保部門の**業務文書を作成していない**場合

第1章　検証機関に対する処分等(2/5)

（登録申請GL　p.36）

3　改善命令

- 検証機関が正当な理由がある場合を除き、**遅滞なく**検証業務を行わなかったとき。
- 検証機関が**公正に**、かつ、**規則で定める方法**により検証業務を行わなかったときとして、ア～カに該当するもの
  - ア　事前に検証計画を作成していないとき。
  - イ　検証業務従事者の講習会等を修了していない者を検証業務に従事させたとき。
  - ウ　優良事業所基準への適合の検証の実地調査に検証主任者が１名以上立ち会っていないとき。**ただし、規則第５条の12第３号ただし書に規定する場合を除く。**
  - エ　検証の結論の決定が不適正であるとき。
  - オ　検証業務規程に定める検証業務の実施方法に違反したとき。
  - カ　ガイドライン類に違反したとき。

【規則第5条の12第３号ただし書　概要】

【条件１】
検証主任者が（5号区分を修了している）検証担当者に調査内容の指示を行った場合

かつ

【条件２】
検証の実地調査時に（検証主任者が）監督及び助言を行う体制を確保する場合

【条件をすべて満たせば】**検証担当者の立会いをもって検証主任者の立会いに代えることができる。**

※詳細は「優良特定地球温暖化対策事業所の検証ガイドライン」を参照

第1章　検証機関に対する処分等(3/5)

（登録申請GL　p.37）

4　登録の取消し・業務停止命令

- 検証機関が**不正**な手段により検証機関としての登録を受けたとき（更新も含む）。
- 検証機関として違反行為を行い、罰金を課せられ、その執行が終わり又は受けることがなくなった日から2年を経過していないものがあるとき。
- 検証機関が、登録取り消しの処分があった日前30日以内にその登録検証機関の役員であった者でその処分があった日から2年を経過していないもの。
- 未成年者の役員の法定代理人が上述のいずれかに該当するもの。
- 登録検証機関登録事項の変更の届出をしないとき、若しくは**虚偽**の届出をしたとき。
- 廃業、休止若しくは廃止の届出をしないとき、若しくは**虚偽**の届出をしたとき。
- 検証機関が**利害相反**の回避について遵守していないとき。
- 検証機関が検証業務規程を届け出ずに検証業務を行ったとき、若しくは**虚偽**の届出をしたとき。
- 検証機関が帳簿等の備付けや記載、保存をしないとき、若しくは**虚偽**の記載をしたとき。
- 検証機関が**財務諸表等の備置き**をしなかったとき。
- 検証機関が東京都の**適合命令や改善命令に違反**したとき。

第1章　検証機関に対する処分等(4/5)

（登録申請GL　p.38）

5　登録の抹消

- 登録された検証機関の登録がその効力を失ったとき、または登録が取り消されたときは、検証機関の登録が登録検証機関登録簿から抹消される。

第1章　検証機関に対する処分等(5/5)

（登録申請GL　pp.38-39）

6　刑事告発

- 登録された検証機関が次の違反行為を行ったことが確認できた場合は、東京都は、刑事告発を行う。
  - ① 検証機関が業務停止命令に違反したとき。
  - ② 検証機関が東京都の登録を受けないで業務を行ったとき。
  - ③ 検証機関が不正な手段により検証機関として登録(更新を含む)を受けたとき。
  - ④ 検証機関若しくはその職員又はこれらの職にあった者が、検証業務に関して知りえた秘密を漏らしたとき。
  - ⑤ 検証機関が帳簿等の備付けや記載、保存をしないとき、若しくは虚偽の記載をしたとき。
  - ⑥　廃業、休止若しくは廃止の届出をしないとき、若しくは虚偽の届出をしたとき。

※①～⑤は５０万円以下の罰金、⑥は科料に処する。

第4部　行政処分等

（登録申請GL　pp.36-39）

第1章　検証機関に対する処分

第2章　検証主任者に関する措置

第2章　検証主任者に関する措置

（登録申請GL　p.39）

1　登録の取消し

- 登録された検証主任者は、一定の要件に該当する場合は、登録を取り消されることがある。
- 詳細は、「東京都検証主任者登録要綱」に定める。
- 取り消しを受けた者は、その**処分があった日から２年が経過するまでは、検証主任者の登録を申請することができない。**

参考

第四計画期間（令和7年度）からの改定内容

- 検証機関の登録区分5「優良事業所基準（第1区分）」と区分6「優良事業所基準（第2区分）」を統合し「優良事業所基準」へ改正
- 第2部本制度における検証機関及び検証主任者の登録要件について、検証機関の登録要件を法人限定に改正
- 第2部本制度における検証機関及び検証主任者の登録要件について、検証機関の登録要件として検証業務を行う営業所を都内に限定していたが、都内の要件を削除
- 第2部第3章検証主任者の登録要件について、新規登録の要件となる業務経験に「GXリーグにおける排出量取引制度での合理的保証水準の検証業務」等を追加
- 第3部登録申請の手続について、営業所の名称又は所在地を変更する場合、事前の届出（2 週間前まで）から事後の届出（30 日以内）に改正



東京都環境局HP https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/

東京都環境局